

| | |
|------------------|---|
| Title | ハンス・ケルゼン著 西島芳二訳 『デモクラシーの本質と価値』 |
| Sub Title | Hans Kelsen : Vom Wesen und Wert der Demokratie |
| Author | 根岸, 毅(Negishi, Takeshi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1966 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.7 (1966. 7) ,p.142- 148 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660715-0142 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Hans Kelsen:

Vom Wesen und Wert der
Demokratie

ハンス・ケルゼン著

西島芳二訳

『デモクラシーの本質と価値』

「一七八九年と、一八四八年のブルジョア革命によつて、民主主義の理想は、政治思想の上でほとんど一つの自明の理」となつてしまひ、民主主義国家形態については、自由主義と社会主義とにおいてイデオロギー上の差異はなくなつてしまつた。しかし「デモクラシー」という言葉は、「まさしくその故に——あらゆる他の流行語と同じ運命をたどつて——その確定的な意味を失つてしまふ。」かくて「デモクラシー」は、「すべての政治的概念の中で最も乱用せられた」言葉となり、「最も種々雑多な、しばしば相互に大いに矛盾する意義を持つに至つてゐる。」このような用語法の混乱の中で、ハンス・ケルゼンが自然的自由から転化した社会的（政治的）自由の觀念に基づき西欧的デモクラシーの側に立つてみずからのデモクラシー論を展開したのが、この小冊である。本書は、一九二九年に原著がドイツ語で刊行され、日本語訳は西島氏によつてまず昭和七

年に『民主政治と独裁政治』の表題で出版され、さらに、戦後岩波文庫に本表題の下に収録されたものがこのたび改訳を施されて出されたわけである。

「デモクラシー」という言葉はギリシアの都市国家に生れ、近代にいたつて復活し今日広く流布されたものと考えられる。その誕生の時代には被治者たる人民が政治的決定に参加するという意味内容をもつていたデモクラシーが、なぜ今日のように濫用をされることとなつたのであろうか。

被治者の政治的決定に参加したいという欲求は、政治的特権からの排除が利益からの排除につながるという感情的認識に基づくものであり、人々は政治的決定に自発的に参加することによつて「善き生活」を達成しようとした、と考えることができる。ギリシアにおいては、このような文脈における政治的自己決定の方法が、「デモクラシー」と呼ばれた。つまり、「善き生活」という目的を達成する政治的手段が「デモクラシー」であつた。

この言葉の意味するものは古くから暴民の政治であると考えられ、永い間好ましい感情をもつては使われなかつた。トックヴィルが一八三五年に著わした『アメリカの民主政治』が民主政治を高く評価したにもかかわらず、当のアメリカの指導者達からの共鳴はなかつたといわれる。このように、「デモクラシー」が今日のように政治上の絶対的原理としての扱いを受けることになつたのは、あまり古いことではない。ではなぜ「デモクラシー」が絶対視されるようになったのであろうか。考えられることは、いわゆる市民社会とい

う環境(条件)の中で、政治的自己決定という政治的方法が、市民達の考える「善き生活」を達成する手段として有効なものと思われた、ということである。ここにおいて、目的とその具体的実現手段の対応関係は、所与の具体的条件によつて影響を受けると、科学的認識をはつきりと持つことなく、「善き生活」のもつ価値がそのまま無条件に、その一実現手段としての政治的自己決定という政治的方法に移入されたのであろう。さらに、政治的自己決定という政治上の方法に与えられていた呼称としての「デモクラシー」にもまた絶対的価値が付与されるようになったと考えられる。この価値移入という感情的作用により、「デモクラシー」すなわち「善き生活」という同義語化が進むことになる。

市民社会の崩壊は、政治的自己決定という政治上の方法をもつてしては、「善き生活」と考えられるものを充分に実現しえなくなるような状況を作り出した。このような情勢のなから、フランス革命以後、「善き生活」を他の実現手段をもつて達成しようとする社会主義的な運動が生れ、経済的機会の平等・経済的な生活条件の向上の主張が強まって来たのである。ところが、価値移入という感情的作用によつて、政治的方法の呼称としてよりも「善き生活」の同義語的存在としての「デモクラシー」が強く意識される。そして、現実の社会的条件の下で「善き生活」(目的)をよりよく達成すると思われる実現手段のすべてに「デモクラシー」の形容詞が付されるようになり、したがつて、必然的に「デモクラシー」の意味内容は多様化してしまつたのである。

以上のように考えてみると、「デモクラシー」という言葉には三つの異なるレベルがあることが分る。すなわち、i 感情的レベル、ii 政治的レベル、および、iii 学問的レベルがそれである。

i 感情的レベルとは、「デモクラシー」をつねに価値プラスとしてとらえ「善き生活」と同一視し、具体的な条件との秤量の後に定まる実現手段としてではなく目的として扱ひ、その目的を実現しうると思われる手段すべてに「デモクラシー」の形容詞をかぶせるレベルである。

ii 政治的レベルとは、感情的レベルを利用して、自己の政治的立場の擁護のため、そのみが「デモクラシー」であるとすするレベルである。

iii 学問的レベルとは、前二者とは根本的に異なるレベルである。つまり、ここではまず、言葉としての「デモクラシー」に付与された価値をわきへ置いておき、「目的—条件—実現手段」の関係を科学的に認識した上で、「善き生活」の達成のために学問が最大の貢献をなすにはなにを考察する必要があるかとの観点から、「デモクラシー」の意味内容を、その歴史的変遷のなかのどの時点でとらえるべきかを決定する。

i はたんなる類語反復的用語法であり、論理学的にみてなら内容のあるものを付け加えない。そこにあるのは、現在自己の追求しているものと「善き生活」とを感情的に結びつけることから生じる自己満足の感情のみである。同様に ii は自己満足であると同時に、それは他の形の實現手段の積極的否定を含むことから、科学的

見地からはよりよい実現手段でさえも葬り去る可能性があるという意味で非合理的である。つまり、「デモクラシー」という言葉に意味内容を与える場合、それが生産的であるには、それがiiiのレベルのものでなければならぬわけである。

人々が意欲する目的としての「善き生活」を実現するには、「デモクラシー」の意味内容の変遷が示すように、手段として主に政治的なものと経済的なものが考えられる。目的達成のための最良の手段が具体的な条件の変化とともに可変であることは科学的に自明の理であるから、「善き生活」の実現手段として、政治的なものあるいは経済的なものを無条件に絶対視するのは誤りである。それらは、いずれも目的と具体的な条件との関係から定まる手段であり、決して自己完結的ではなく自己目的的ではありえない。学問的な出発は、この手段の非自己完結性の認識にある。政治的な手段と経済的な手段は具体的な条件との関連で秤量され、相互の重さを決定されねばならない。さて、この両者は目的との関連では統合されうるが、相互に論理的には直接関連性をもたない。また、政治的な手段それ自体を低次の目的と考えると、それに対するさらに低次の手段というものが考えられる。低次の目的と考えた経済的な手段自体にしても同様である。政治的な低次の手段は政治的な低次の目的とは論理的関連があるが、経済的な低次の目的とは直接関連はない。経済的な低次の手段と政治的な低次の目的の関係にしてもまた同じである。この両者が関連をもつのは、その間に具体的な条件としての人間的な要素はいるからである。つまり、この関連性もまた、具体的

な条件とともに可変といわねばならない。順ぐりに、より一層低次の目的とその実現手段についても同じことがいえる。このように考えてくると、われわれが明らかにすべきものは、「善き生活」を達成するための政治的手段・経済的手段が、具体的な条件の下で、それぞれいかに機能しているか、相互にいかなる影響を及ぼし合っているかという問題であろう。これらが明らかにされるには、政治的手段と経済的手段がひとまず分離して認識され、その上で相互の関係が考察される必要がある。「デモクラシー」を目的を意味するものとして用いることはすでに述べたように意味がないが、このように政治的・経済的手段両方を包括するものとして扱うこともまた生産的ではない。ここでは、両手段の相互関係の考察が充分になしえないからである。したがって、問題は、iあまり生産的な用語法ではないとしても「デモクラシー」を「善き生活」の類語・同義語に限定してしまうか、そうでなければ、ii「デモクラシー」を、政治的手段としての政治的自己決定を意味する言葉として使うか、経済的手段としての経済的機会の平等・経済的な生活条件の向上を意味するものとして使うか、である。「デモクラシー」にできるだけ生産的な意味内容を与えたいこと、その言葉が出発点において被治者たる人民が政治的決定に自発的に参加することを意味したこと、その政治的自己決定を指す他の適当な言葉がないこと、および、経済的機会の平等・経済的な生活条件の向上には福祉・福利(welfare)という言葉があることを考えると、「デモクラシー」にはその本来の意味内容——つまり、政治的自己決定——が与えられるべきであ

る。

以上述べた意味で、「デモクラシー」の意味内容を政治的方法にだけかぎつたハンス・ケルゼンの主張が、その言葉がいまだにあらゆる可能な機会に用いられ、その意味内容の漠として定まらないイデオロギーの対立を背景に、デモクラシーの運用のますますその迷いの深みに沈んでいくがとき観ある今日の日本において、装いも新しく平易な文章で現われたことは、まことに意義深いことといわねばならない。

※

ポヘミヤ生れて法学を中心にすぐれた業績を残しているケルゼンに関して、いまさら紹介めたことを書く必要はないであろう。本書は、そのケルゼンが、第一次大戦後のマルクス主義およびファシズムの衝激を背景に、相対主義哲学および自由主義の立場から著したものである。

つぎに、本書の内容を順を追つて紹介する。

まず序言においては、プロレタリア独裁とファシズムを政党独裁としてデモクラシーの対立物と規定することにより、ケルゼンの立場が基本的に明らかにされている。

第一章・「自由」においては、デモクラシーの理念が自由であることが示される。以下がその論旨である。われわれは社会的生物として二つの原始本能をもっている。社会生活の状態から生ずる強制に対する反動（自由）と他人も自分と同じように一人の人間であるとの認識（平等）がそれであり、「経験は、もしわれわれが現実

平等であろうと欲するならば、われわれは自らを支配せしめねばならぬ」と教えるのであつて、ここに「自然的自由から、社会的あるいは政治的自由が分離する。」そして、「デモクラシーは自由の理念に従い——仮説的ではあるが——契約により、従つて全員一致により成立した秩序を多数決によつて修補形成してゆく間に、その原始的理念に単純に接近してゆくことをもつて満足するものである。しかし、多数とともに投票したものとつても、彼がみずからの意思を変更するならば、ただちに秩序は自由の桎梏となる。そして、「変更しようとする国家意思の創造に必要な多数に条件がつけばつくほど、各個人の意思と、支配的国家意思との一致はますます困難となり、個人的自由に対する保障はいよいよ少なくなる。」したがつて、「（条件付多数ではなく）絶対的多数決の原理が、たしかに自由の理念に対して、相対的に最大な接近を意味する。」このように、「自由の理念から」多数決原理が導き出さるべきものであつて……平等の理念からではない。「ただ——たといすべてでなくとも——で、きるだけ多数の人間が自由である、すなわちできるだけ少数の人間が、彼らの意思とともに、社会秩序の普遍的意志と矛盾に陥らねばならぬ、という考えだけが、多数決原理への合理的途上に導くものである。」以上の文脈の中で、ケルゼンはデモクラシーを社会的自由にもとづくものとして理念的に明快に規定し、以下の論を發展させていくのである。

ケルゼンの論は、西島氏が「はしがき」に述べられるように、理念と現実との二元論である。デモクラシーの理念が、現実の条件と

出会うとき、その実現可能性の最大限はどこであらうかという角度から、以下の論は展開されているといえる。第二章・「国民」において、まず、デモクラシーが、「その理念に従えば、共同社会意思、または比喩なしに言えば社会秩序が、これに服従するもの、すなわち国民によつて創造せられる一つの国家・あるいは社会・形式である」と規定される。この国民の現実的な姿は、国家秩序を創造する支配の主体であり、規範服従者の総体ではない。そして、「孤立した個人は、国家意思の形成の上に何ら有効な影響を獲得することができ(ず)、政治的には全く現実的な存在をもたない」ので、「公共関係を構成する上に及ぼす現実的影響を確保するために意見の同じものを結合するもの」としての政党が、必然不可避のものとして評価される。「デモクラシーは必然不可避的に政党国家である。」

「近代国家にとつて直接的デモクラシーは実際上不可能であるから、議会主義こそ、デモクラシーの理念が今日の社会的現実内で実現せられる唯一の現実的な形式である」との認識に立つて、ケルゼンの考察は議会へと広がっていく。それが、第三章・「議会」、第四章・「議会主義の改革」、第五章・「職能身分制代表」の各章である。議会主義とは「国民によつて、普通平等選挙権の基礎の上に、従つて民主主義的に選挙せられた合議機関によつて、多数決原理に従い、規範的国家意思を形成すること」とされる。それは、よく代表原理によつて擁護されるように自由の理念が破綻なく実現されるものではなく、理念としての自由が多数決原理および「すべての社会技術的進歩を条件づける分化的分業の原則」と妥協することによつ

て制限を受けたものとしてとらえられる。「議会主義の本質は……代表の擬制の援けをかりないで決定すべきものであり、その価値は、国家秩序を創造する特殊な社会技術上の手段として是認せらるべきもの」となる。そして、一般的規範創造のための合議体としての「議會を近代国家の機構から全く遠ざけようとする企ては到底継続して成功するはずのものではない」との認識に立ち、その改革の方向が探られている。ここに述べられたものの中で、比例代表制に対する評価および職能身分代表制で議會を代置しようという考えへの反論は、示唆するものが多い。

すでに「自由の理念に対して相対的に最大な接近を意味する」とされた多数決原理を、より社会学的に考察したのが第六章・「多数決原理」である。「多数決原理の意義は、数字上の多数の意思が勝つという点に存しないで、この觀念を設定し、このイデオロギーの作用の下で、社会的共同体を形成する個人が主として二つの群に分類されるという点に存する。」つまり、多数決によつて共同社会内部の無数の分裂がただ一つの原則的対立に統整されるのである。さらに、多数決原理に従つて形成される共同社会意思は、「少数に對する多数の独裁としてでは全くなく、むしろ両群相互間の影響の産物として、お互に衝突しようとする政治的意思方向の合力として発生する」のであつて、それは平和な妥協である。今日の社会はまさしく主として二つの階級に分裂しているのであつて、「人々は憂えるけれども否定することのできないこの強大な対立を、流血の革命的方途によつて破滅に追いこむことなく、平和に、そして漸次に

調停する可能性を提供する形式がもし一般に存在するものとするならば、それはすなわち議會主義的デモクラシーの形式にはかならない。「このようにして、ケルゼンは議會主義的デモクラシーを価値づけるのである。さらに、多数決の機能を議會において充分發揮させる意味から、比例代表制が高く評価されている。さて、多数決の合外力が多数の独裁の本質を失わせしめるものであるのか、つまり、合外力が対立の本質にまで影響を与えるのかどうかについての分析は満足なものとはいえないであろう。

これまでは一般的規範の形成段階に検討が加えられていたが、第七章・「行政」では、社会的意思形成過程のもうひとつの段階、個別の行為の段階が考察される。ここで基本的なのは、「一般的規範、いわゆる立法——は（相対的に）自由な意思形成であり、他方いわゆる執行は（相対的に）拘束せられた意思形成である。執行は、適法性の理念の下に、実在して存し、合法の理念は、国家意思形成のある一定の段階でデモクラシーの理念と衝突する」という考え方である。この「合法の原理とデモクラシーの原理との不一致」という考え方は、単一機関を独裁的であり合議機関を民主的であると規定し、執行は独裁的な単一機関による方が一層よく適しているとするところから生ずるのである。さて、このケルゼンの考え方には問題があるといわねばならない。ケルゼンはデモクラシーを、自由の理念から出発し「われわれは自らを支配せしめなければならぬ」という形でとらえているのであり、それを国家意思形成の前段階——いわゆる立法——のみに限っているのではない。さらに、ケルゼンは

理念・現実の二元論に立つているのである。そうであるとすれば、特定の執行機関がデモクラテイツクであるかどうかは、その組織形態・方法——単一機関か合議機関か、任命的か選出的か——ではなく、それが果たす政治的役割いかんによつて判断されねばならないであろう。

第八章・「指導者の選択」では、「何人も指導者になつてはならないという、デモクラシーの理念にとつて根源的な自由の思想が、社会的現実において何人も指導者となることができる」という原理になることが論じられる。デモクラシーの理念に反し社会的現実が支配であるとすれば、いかにして指導者が創造せられるか、被指導者の共同社会からいかにして指導者を選出するかが、現実デモクラシーの本質的問題となる。この方法が選挙であるが、それは意思譲渡にもとづく自由の擬制・選挙人と被選挙人との擬制的同一という主観的意味のほかに、客観的意味としてつぎのものをもつとされる。すなわち、民主的選挙によつて、指導者は被指導者の共同社会によつてのみならず、その真只中から選出される。そして、指導者は絶対的価値を代表するのではなく、相対的に「ある一定の期間、ある一定の方向においてのみ」その地位を与えられるにすぎず、したがつて、ここでは被指導者の共同社会から指導者の地位への不断の上流が特色となる。かくして、指導者の相対性・公開性・責任性・交代等が、デモクラシーの特質となるのである。

つぎに、なぜケルゼンがマルクス主義者の「デモクラシー」に反対するのか、第九章・「形式的デモクラシーと社会的デモクラシー」に

述べられる。「デモクラシーのための戦いは、歴史的には、政治的自由のための戦い、すなわち国民が立法と執行とに参加するための戦いである。平等の理念が自由の中に含まれた形式的平等の思想、すなわち政治的権能の平等の思想と異つた他のものである限りは、デモクラシーの概念と何ら関するところはない。」「デモクラシーという言葉は、社会秩序を創造するための一定の方法を表現するものであつて、これをこの創造の方法と何ら本質的に関係のないこの社会秩序の内容のために使用することは、明らかに術語の乱用である。」「

「デモクラシー」という言葉が内容にまで使われてしまへば、モクデラシーと独裁の区別が否定されてしまふではないか、物質的・経済的平等はデモクラシーにおいてよりも独裁・専制的な国家形式においておそらくなお一層よく実現されることがあるから、そのような独裁が「真の」デモクラシーとして説明されてしまふではないか、というのである。ケルゼンの論調からは、ケルゼンが彼のいうデモクラシーを、すべてに無条件に優越する目的として考えているように思える。この点に関しては、本稿のはじめの私の見解を参照していただきたいが、ケルゼンが「デモクラシー」から内容をとり去りそれを方法にだけ限つたことは、デモクラシーと独裁・専制の区別をはつきりさせるといふ意味で、高く評価されるべきであらう。

最後に（第十章・「民主政治と世界観」）、ケルゼンはデモクラシーとそれを支える世界観・価値観に言及する。もしわれわれが絶対的価値の認識が人間に可能であると考えるならば、われわれにとつて絶対善を知るものへの服従以外に道はなく、デモクラシーは存在

しなくなる。しかし、「相対的真理や相対的価値のみが人間の認識にとつて到達することのできるものであつて、いかなる真理も、いかなる価値も——これらを発見する人間と同様に——歩み去り、他に席を譲るためにつねに準備していなければならない」と考える相對主義に立てば、デモクラシーは可能である。「この故に相對主義は民主主義思想が前提とする世界観である」として、本論はむすばれる。

以上の紹介で明らかのように、ケルゼンは、人民の自発的意思にもとづいてなされる政治的自己決定——デモクラシー——が、いかなる意味内容をもつているか、それが社会の現実のなかで実現されるときにどれだけ制限を受けまたどこまで達成されるかについて、明快な説明をしている。「デモクラシー」という言葉の濫用という状況にあつて、これが非常に有意義な試みであることはすでに述べたところである。最後に、ケルゼンの論にはつぎのような条件づけがあることを指摘しておこう。すでに述べたように、ケルゼンはデモクラシーをそれ自体で自己完結性をもつた目的がごとき扱いをしているというのが第一点である。また、本論は全体に哲学的・理論的であり、政治的方法としてのデモクラシーが現実の条件の中でどんな働きをしているかについての関心は少ない。

一〇〇円]

〔岩波書店（文庫・白31）・昭和四一年四月一六日第一四刷改版発行・

（一九六六年五月十九日）（根岸毅）